

所得税法の寡婦控除規定の改正を求める意見書

寡婦控除は、配偶者との死別または離婚した後、再婚していないひとり親世帯で、扶養する子のある人などに適用されるものであり、所得税及び住民税の算出において一定の所得控除が受けられる税制優遇制度であるが、婚姻歴のない非婚のひとり親世帯には適用されていない。

婚姻歴のない母子世帯は、寡婦控除が適用される同じ収入の母子世帯と比較して、所得税・住民税の算定基準となる課税所得が高くなるだけでなく、保育料、公営住宅家賃、就学援助、年金免除規定などで大きな負担を強いられており、その負担差は、年収約 200 万円の世帯で 20 万円から 30 万円となる。

近年、パートナーからの暴力や経済的問題など様々な理由から、非婚で子どもを産み育てる母子世帯が増加しており、厚生労働省の「平成 23 年度全国母子世帯等調査」によれば、離婚 80.8%、非婚 7.8%、死別 7.5%となっており、非婚は死別を上回る状況にある。また、母子世帯の就業率は 80%を超えているにもかかわらず貧困率は 54.6%と悪化の一途をたどっている。年間就労収入は、母子世帯全体で 181 万円であるのに対し、非婚は 160 万円と極めて低いうえに、重い税負担等を課せられている。

このようなことから、婚姻歴のない母子世帯に対して、独自に寡婦控除の「みなし適用」を行う自治体も増えてきているものの、保育料や公営住宅家賃など一部のサービスに限定されており、法改正による抜本的な解決が求められている。

昨年、国は年々悪化する子どもの貧困対策として、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を成立させており、この法律の目的として「子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備する」と明記していることからもすべての子どもの育ちが保障されるよう法令の整備を行うことは国の責務である。

よって、当市議会は、憲法が謳う法の下の平等に照らし、著しい格差を是正するため、所得税法の寡婦(寡夫)控除に関する規定を早急に改正し、婚姻歴の有無、男女の別にかかわらず、全てのひとり親に対して控除を適用するよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 26 年 12 月 12 日

石 垣 市 議 会

あて先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣